

令和8年度文化芸術団体の自律的・持続的運営促進事業 仕様書

1. 事業名

令和8年度文化芸術団体の自律的・持続的運営促進事業

2. 事業の趣旨

(1) 文化芸術団体の自律的・持続的運営や「伴走型支援」の必要性について

我が国において優れた文化芸術の価値を創出・継承・発展させていくためには、文化芸術活動の主要な主体である文化芸術団体が当該団体自らの理念に基づき戦略を策定・実行し、評価・改善を行うとともに、ヒト・モノ・カネ・情報などの運営資源を継続的に確保すること（自律的・持続的運営）が必要となる。

他方、公共的な役割を担い、非営利での活動を基本としている文化芸術団体には、戦略の策定・実行や運営資源獲得に係る機能・人材・知見が不足しているのが現状であり、これまでに本事業では、外部専門人材が文化芸術団体との対話を通じて、団体の抱える課題抽出や戦略の策定・実行、価値の可視化等をサポートする「伴走型支援」を行うことにより、文化芸術団体の特性を踏まえながら、団体の戦略的運営力の向上を図り、持続性の高い組織を形成できるような支援の実証事業を行ってきたところである。

(2) 我が国における「アーツカウンシル機能」の必要性について

文化芸術団体による自律的・持続的な運営を促進することは、社会・経済的な価値も含めた文化芸術活動の価値を高めるとともに、それにより得られた資源を、文化芸術活動を生み出す土壌に再投資するという大きな循環を生み出すことにもつながるものである。このため、一部の団体の運営改善を促していくことにとどまらず、我が国全体として文化芸術団体の自律的・持続的な運営を促進するための構造・仕組み作りを進めていくことが必要と言える。

我が国における文化芸術団体への支援は、団体の活動に対する助成金の分配によるものが主であるが、上記の自律的・持続的運営の意義に鑑みると、助成金の分配だけでなく、マネジメント、マーケティング、ファンドレイジング、人材開発など、幅広く団体の運営を強化するという視点からの取組が求められている。同時に、助成金の分配それ自体についても、団体運営の自律性・持続性を向上させるという観点からの改善が求められている。

すなわち、助成金を効率的・効果的に配分するとともに文化芸術団体の運営支援を行う機能（アーツカウンシル機能）の実現が必要とされている。

このような問題意識を踏まえ、「文化芸術推進基本計画（第2期）」（令和5年3月24日閣議決定）では、「文化芸術団体等が抱える運営上の課題に対処し充実した活動を推進できるよう、国のアーツカウンシル機能の強化による伴走型支援の実施など文化芸術団体等の自律的・持続的な発展に資する取組を推進する」との記載がなされ、文化庁ではその具体化に向けた取組を進めてきている。

(3) これまでの取組

文化庁では、令和4年度に文化審議会文化経済部会文化芸術カウンシル機能検討ワーキンググループ（以下、「カウンシルWG」という。）を開催し、我が国におけるアーツカウンシル機能の具体的

な在り方についての検討を行った。カウンスル WG の報告書¹では、文化芸術の本質的価値・社会的価値・経済的価値をバランス良く向上させ、団体の自律的・持続的な発展を促すというアーツカウンスル機能の具体化のために、以下の事項が必要になるものとされた。

- ・文化芸術団体の基礎的な情報の収集と社会的・経済的価値の可視化
- ・自己改革を促進するための適切な評価の仕組みの導入
- ・文化芸術団体に対する伴走型の運営支援の実施
- ・団体の自律性・持続性を高めるインセンティブという観点からの助成金配分の改善

このうち、特に「伴走型の運営支援」の在り方に関しては、令和5年度から本事業（令和5年度の事業名称は「文化芸術の自律的運営促進事業」）を実施し、将来的なアーツカウンスル機能の実装・強化を念頭に、個別の文化芸術団体における実証を踏まえた効果的な支援手法の検討やアーツカウンスル機能の全体設計を行ってきたところである²。

3. 業務内容

以上を踏まえ、令和8年度の本事業においては、以下の取組を実施する。なお、本業務を行うに当たっては以下を留意すること。

《全体的な留意事項》

- ・文化政策を専門とする有識者や独立行政法人日本芸術文化振興会等へのヒアリング等を行うことにより検討内容の妥当性・実効性の担保を図ること。
- ・今後、文化審議会文化経済部会や日本芸術文化振興会においてアーツカウンスル機能に係る議論が予定されていることに鑑み、文化庁からの求めに応じて会議資料の作成業務が発生し得ることを念頭に置くこと。受託者は文化審議会文化経済部会の審議内容を適宜確認しておくこと。

（1）国のアーツカウンスル機能の強化に向けた全体設計や実装化支援

①現状調査業務

業務詳細調査、業務フロー可視化、工数測定、ヒアリング調査、システム・ツールの確認、関連資料調査等を行う。

- ・我が国のナショナル・アーツカウンスル機能を強化するため、日本芸術文化振興会による文化芸術団体に対する伴走型支援や、文化芸術団体に係る情報の収集・可視化、評価、助成金配分の在り方や、これら以外に必要となる機能等の現状調査を行うこと。
- ・必要に応じて日本芸術文化振興会の職員等（プログラムディレクター、プログラムオフィサーを含む）や地域アーツカウンスルの職員、助成を受ける文化芸術団体等へ適宜ヒアリング調査すること。

¹ 「文化芸術の自律的で持続的な発展に資する公的な支援の在り方について」（令和5年3月）
（https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunka_keizai/council_working/02/pdf/93901001_01.pdf）

² 令和5年～7年度の本事業による取組結果については、https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunka_keizai/94057401.html を参照のこと。

②現状調査を踏まえた分析業務

収集データの整理・分析、工数の定量化、変動要因の分析、業務集中箇所の特定、標準化可能性の検討、システム・ツールの最適化に向けた分析等を行う。

③全体設計提案業務

- ・アーツカウンシル機能の将来的な実装・強化を念頭に置いた全体的な制度設計を行うこと。制度設計にあたっては、短期的に実装することが望ましい機能と中長期的に検討すべき機能、また、日本芸術文化振興会が自ら担う機能と中間支援団体が担う機能を切り分けて立案を行うこと。（例：文化芸術団体の財務・法務・労務・DXに関する助言・伴走支援機能や、バックオフィス機能等）
- ・本事業のこれまでの成果や文化審議会文化経済部会の報告書等に加え、日本芸術文化振興会が行う調査研究等の成果も踏まえつつ、文化芸術団体に対する伴走型支援や、文化芸術団体に係る情報の収集・可視化、評価、助成金配分の在り方といった要素を必ず含めること。
- ・業務手順の簡素化や重複作業排除等を含めた現状の改善すべき業務については、課題、改善方針、期待される効果及び改善策を記載すること。効率化の一環で生成 AI・RPA 等の適用を提案する場合、日本芸術文化振興会が採用している現行システムを考慮の上に行うこと。
- ・上記に加え、日本芸術文化振興会が、アーツカウンシルとしての助成を行うための資金源を多角化するため、民間企業等からの資金調達を効率的かつ効果的に実施するための方策の検討・制度設計を行うこと。

④実装化支援業務

- ・日本芸術文化振興会の職員等（プログラムディレクター、プログラムオフィサーを含む）と③に係る検討等を共に行い、実装化に向けた具体的な支援を行うこと。

【参考：日本芸術文化振興会助成事業年次報告書】

<https://www.ntj.jac.go.jp/assets/files/grant/artscouncil/annualreport/JACgrantprogram-annualreport2024-25-jp.pdf>

(2) 多様な資金調達モデルの形成支援及び周知・普及業務

文化芸術団体の自律的・持続的な運営を促進するためには、公的資金だけではなく、企業や富裕層等による寄付金をはじめとした多様な資金調達を可能とする仕組みや人材育成が必要である。他方で、多くの文化芸術団体は資金調達の重要性は理解しつつも、ノウハウやネットワーク、専門人材等を有していないのが課題である。

この課題の解決に向けて、文化審議会文化経済部会での議論も参考に、文化芸術団体や中間支援組織の職員等のスキルアップやネットワーク強化に向けて、多様な資金調達のノウハウやネットワークを有する団体等と連携の上、

- ① 文化芸術団体による資金調達手法の調査・分析・検証を行うとともに、寄付に関するマッチングを促進する公的な仕組みの制度の設計を行うこと。
- ② シンポジウム等の普及啓発事業を実施することにより、文化芸術団体の資金調達モデルの形成支援を行う。

具体的な連携先やテーマ・内容等については、文化庁と協議の上決定するものとするが、

- ① 文化芸術団体が自ら主体的に行うクラウドファンディング等の資金調達だけでなく、税制優遇を受けられる寄附³による資金調達等含む調査・分析・検証を行ったうえで、我が国で実現可能な寄付に関するマッチングを促進する公的な仕組みの制度の設計を行うこと。

設計にあたっては、文化芸術団体の分野別、資金調達手法のパターン別等にとりまとめてマッピングするなど、日本の文化芸術団体の資金調達手法の現状を視覚的に把握できる資料を作成すること。異なる分野の文化芸術団体や資金調達手法を行う複数団体に対してインタビューやアンケート等の実地調査を実施し、その成果を公表することを想定すること。

- ② シンポジウムの開催にあたっては、現時点で下記の開催概要（仮）を想定している。

【開催概要（仮）】

開催日時：2026年11月19日（木）午後

会場：東京国立博物館平成館講堂

※文化庁と Myriad USA (<https://myriadusa.org/>) との共催

※同時通訳あり

※後日アーカイブ配信あり（同時配信なし）

※シンポジウム終了後にレセプション開催予定

国内パネリスト3名、海外パネリスト（博物館長、大学教授クラス）を2名想定することとし、海外パネリスト2名（欧米1、アジア1）分の国際航空券代（ビジネスクラス）を計上すること。また、シンポジウムに関する具体的な業務としては、会場の手配、通訳の手配、登壇者への謝金・旅費支給の手配、参加登録受付及び広報業務（チラシ作成、投影用スライドデザイン発注を含む）、当日の会場運営、成果の普及（広報物の作成、動画の配信等）等を想定すること。

（3）定例会の実施

受託者は、以下の事項に留意して文化庁職員との定例会等を実施すること。

- ・受託者は、原則として2週間に1回以上、定例会を開催し、業務の進捗状況を契約時の業務計画書に基づき報告すること。
- ・文化庁から要請があった場合、又は受託者が必要と判断した場合、必要資料を作成の上、定例会とは別に会議を開催すること。
- ・受託者は、会議終了後3営業日以内に議事録を作成し、文化庁の承認を得ること。
- ・日本芸術文化振興会とも同様に定例会を実施し、文化庁との定例会時に進捗を逐次報告すること。（開催頻度は受託後に日本芸術文化振興会と相談の上決定すること）

（4）報告書の作成業務

- （1）及び（2）の各結果をまとめ、報告書（電子媒体）を作成して令和9年3月31日までに

³ 「文化芸術団体 寄附税制ハンドブック」（令和7年3月）
(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/zeisei/pdf/94313401_01.pdf)

納品すること。なお、報告書については文化庁ホームページにおいて公開することを前提に作成することとし、写真を使用する場合は肖像権等、公開するにあたり必要な権利処理は必ず済ませた状態でファイルを納品すること。

【納品先】

文化庁文化経済・国際課

kei-sai@mext.go.jp

※ファイルサイズが20MBを超える場合は、事前に文化庁担当職員まで相談すること。（納品用のアップロードリンクを案内する。）

(5) その他、上記の業務実施に付随して必要な業務

本事業を確実に実施するため、受託者側での進捗管理、リスク管理などを適宜実施する。受託者においては、以下リンク先の経費処理の留意事項等を再委託先においても適切に遵守されるよう管理すること。

（委託事業の手引き（文部科学省大臣官房会計課））

https://www.bunka.go.jp/qa/pdf/94307701_02.pdf

4. 事業期間、事業規模

事業期間：契約締結日～令和9年3月31日

事業規模：60,000千円（税込）を上限とする。

5. 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ①本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、別添の総合評価基準に示すとおりである。
- ②要求要件は、必須の要求要件と、必須以外の要求要件がある。
- ③「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術提案書、審査会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の総合評価基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

①業務の実施方針

1-1 業務内容全体の妥当性、独創性

*1-1-1 本仕様書記載の業務内容について全て提案されていること。

*1-1-2 業務内容が具体的でかつ妥当であること。〔具体性及び妥当性が高ければ加点する。〕

- * 1-1-3 業務の実施計画・手順・人員・経費等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔実施計画・手順等が効率的であれば加点する。〕
 - 1-1-4 本仕様書に示した内容以外の独自の提案で効果的と考えられるものや、事業終了後の展開も見据えた有意義な提案がされていれば加点する。
- 1-2 3 (1) 国のアーツカウンシル機能の強化に向けた全体設計や実装化支援に関する明確性、妥当性、独創性
- * 1-2-1 業務の実施手法が明確に示されており、妥当であること。
 - * 1-2-2 日本芸術文化振興会へのアーツカウンシル機能実装化のために分析・検討を行う事項が、具体的かつ妥当であること。〔具体性及び妥当性が高ければ加点する。〕
 - * 1-2-3 日本芸術文化振興会と適切に連携し、現実的かつ実行可能性を高めるための内容が提案されていること。〔当該内容の具体性及び妥当性が高ければ加点する。〕
 - 1-2-4 上記のほか、本事業によるこれまでの取組実績及び文化芸術振興の全体像を見据えた上で、事業成果を高めるための工夫があれば内容に応じて加点する。
- 1-3 3 (2) 多様な資金調達モデルの形成支援及び周知・普及業務に関する明確性、妥当性、独創性
- * 1-3-1 業務の実施手法が明確に示されており、妥当であること。〔効率的・効果的な運営を行うための工夫がなされていれば加点する。〕
 - * 1-3-2 調査対象の文化芸術団体の選定基準及び選定方法が明確に示されており、妥当であること。
 - * 1-3-3 調査手法が明確に示されており、妥当であること。〔調査手法に業務成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕
 - 1-3-4 調査方法に、調査結果の正確性を担保するための工夫があれば加点する。

②組織の経験・能力

2-1 組織の類似業務に関する適格性

- * 2-1-1 我が国の文化芸術団体の運営支援に関する専門的知見を有していること。
- 2-1-2 我が国の文化芸術振興を目的とした調査・研究及び政策提案に関する実績及び専門的知見を有していること。
- 2-1-3 アーツカウンシル機能に係る類似業務の実績及び専門的知見を有している場合には、内容に応じて加点する。

2-2 組織の業務実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行するために必要な専門性・経験を有する人員が確保されており、円滑な業務実施が可能となる体制が組まれていること。
- 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。
- * 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 実証業務に当たってのバックアップ体制

2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点する。

③業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の適格性

*3-1-1 2-1-1 及び 2-1-2 の内容に関する専門的知見を有していること〔専門的知見の内容に応じて加点する。〕

3-1-2 アーツカウンスル機能に係る類似業務の実績及び専門的知見を有している場合には、内容に応じて加点する。

④ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は次世代法にもとづく一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

⑤賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する（いずれかを応募者が選択するものとする）。

5-1-1 入札者である中小企業※2等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 入札者である中小企業等が契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

6. 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

7. 守秘義務

受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

8. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

9. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・ 5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を比較する。
- ・ 5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」を比較する。

※加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は別紙様式裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

10. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の各簿

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

11. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

12. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文化庁と適宜協議を行うものとする。

以上